

部 道 府 県	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	ファックス番号	防災電話	防災FAX
北海道総務部 危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	060-8588	(代)011-231-4111	011-231-4314	7-001-210-22561	7-001-210-22729
青森県総務部防災消防課	青森市長島1-1-1	030-8570	(代)017-722-1111 (直)017-773-6820 (夜)017-722-4496	017-722-4867	7-002-801-1-5815	7-002-801-7210
岩手県総務部総合防災室	盛岡市内丸10-1	020-8570	(代)019-651-3111 (直)019-629-5153 (夜)019-651-3111	019-651-2175	7-003-111-22-5153	7-003-111-21-184
宮城県総務部危機対策課	仙台市青葉区本町3-8-1	980-8570	(代)022-211-2111 (直)022-211-2375 (夜)022-211-2140	022-211-2398	7-004-220-8-2375	7-004-220-8-2398
秋田県総務部総合防災課	秋田市山王3-1-1	010-8572	(代)018-860-4561 (直)018-860-4563 (夜)018-860-2750	018-824-1190	7-005-100-507	7-005-100-590
山形県生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	山形市松波2-8-1	990-8570	(代)023-630-2226 (直)023-630-2231 (夜)023-630-3020	023-633-4711	7-006-800-1242	7-006-800-1501
福島県生活環境部災害対策課	福島市杉妻町2-16	960-8670	(代)024-521-1111 (直)024-521-7194 (夜)024-521-7821	024-521-7920	7-007-200-2633	7-007-200-5524
茨城県生活環境部消防防災課	水戸市笠原町978-6	310-8555	(代)029-301-1111 (直)029-301-2879 (夜)029-227-3801	029-301-2898	7-008-600-2879	7-008-600-8300
栃木県県民生活部消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	320-8501	(代)028-623-2323 (直)028-623-2136 (夜)028-623-2081	028-623-2146	7-009-500-2136	7-009-500-2146
群馬県総務部危機管理室	前橋市大手町1-1-1	371-8570	(代)027-223-1111 (直)027-226-2244 (夜)027-223-1111	027-221-0158	7-010-3001-2244	7-010-3001-4453
埼玉県危機管理防災部 消防防災課	さいたま市高砂3-15-1	336-8501	(代)048-824-2111 (直)048-830-3171 (夜)048-822-4149	048-830-4776 048-830-4779	7-011-200-63171	7-011-200-64776
千葉県防災危機管理監防災危機管理課	千葉市中央区市場町1-1	260-8667	(代)043-223-2174 (直)043-223-2175 (夜)043-223-2178	043-222-5208	7-012-500-7221	7-012-500-7110
東京都総務局 総合防災部防災対策課	東京都新宿区西新宿2-8-1	163-8001	(代)03-5321-1111 (直)03-5388-2456 (夜)03-5320-7620	03-5388-1260	7-013-100-70227	7-013-100-70096
神奈川県安全防災局災害対策課	横浜市中区日本大通り1	231-8588	(代)045-210-1111 (直)045-210-3517 (夜)045-212-3471	045-210-8828	7-014-400-9721	7-014-400-9734
新潟県県民生活・環境部 防災局危機対策課	新潟市新光町4-1	950-8570	(代)025-285-5511 (直)025-280-5514 (夜)025-285-5511	025-285-4752 025-281-2979	7-015-401-20-2251	7-015-401-881
富山県知事政策局 防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7	930-8501	(代)076-431-4111 (直)076-444-3187 (夜)076-431-4111	076-432-0657 076-444-3489	7-016-111-3363	7-016-111-2827
石川県総務部 危機管理監室危機対策課	金沢市革安月1-1	920-8580	(代)076-225-1111 (直)076-225-1482 (夜)076-223-9061	076-225-1484	7-017-111-4289	7-017-111-6743
福井県安全環境部 危機対策・防災課	福井市大手3-17-1	910-8580	(代)0776-21-1111 (直)0776-21-1142 (夜)0776-21-1142	0776-22-7617	7-018-111-61-2171	7-018-111-61-2179
山梨県総務部消防防災課	甲府市丸の内1-6-1	400-8501	(代)055-237-1111 (直)055-223-1432 (夜)055-223-1399	055-223-1429	7-019-200-2513	7-019-200-2519
長野県危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	380-8570	(代)026-232-0111 (直)026-235-7184 (夜)0262-32-0111	026-233-4332	7-020-231-829-243	7-020-231-829-241
岐阜県防災課	岐阜市藪田南2-1-1	500-8570	(代)058-272-1111 (直)058-277-5137 (夜)058-272-1111	058-271-4119	7-021-400-2-2747	7-021-400-732
静岡県危機管理部危機政策課	静岡市追手町9-6	420-8601	(代)054-221-2070 (直)054-221-3594 (夜)054-221-2072	054-221-3252	7-022-700-3594	7-022-700-6250
愛知県防災危機管理課	名古屋市中区三の丸3-1-2	460-8501	(代)052-961-2111 (直)052-961-2515 (夜)052-951-8647	052-961-8436	7-023-600-1128	7-023-600-1517

部 道 府 県	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	ファックス番号	防災電話	防災FAX
三重県防災危機管理部	津市広明町13	514-8570	(代)059-224-2181 (直)059-224-2184 (夜)059-224-2311	059-224-2199	7-024-101-8-2184	7-024-101-8-2199
滋賀県県民生活部 防災危機管理 局	大津市京町4-1-1	520-8577	(代)077-524-1121 (直)077-528-3432 (夜)077-522-4651	077-528-4994	7-025-100-820	7-025-100-850
京都府府民生活部 危機管理・防災課	京都市上京区下立売通新 町西人藪/内町	602-8570	(代)075-414-4466 (直)075-414-4474 (夜)075-414-4051	075-414-4477	7-026-700-4474	7-026-700-8180
大阪府政策企画部危機管理室 危機管理課	大阪市中央区大手前2-1- 22	540-8570	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6021 (夜)06-6944-6607	06-6944-6654	7-027-200-200-4880	7-027-200-200-6654
兵庫県企画県民部 災害対策局災害対策課	神戸市中央区下山手通5- 10-1	650-8567	(代)078-341-7711 (直)078-362-9988 (夜)078-362-4250	078-362-9911	7-028-151-3140	7-028-151-6380
奈良県知事公室防災統括室	奈良市登大路町30	630-8501	(代)0742-22-1101 (直)0742-24-2274 (夜)0742-22-1001	0742-23-9244	7-029-111-9009	7-029-111-9211
鳥取県防災局防災課	鳥取市東町1丁目271	680-8570	(代)0857-26-7584 (直)0857-26-7584 (夜)0857-26-7777	0857-26-8137	7-031-200-7584	7-031-200-8137
島根県総務部消防防災課	松江市殿町1	690-8501	(代)0852-22-5884 (直)0852-22-5885 (夜)0852-22-5111	0852-22-5930	7-032-300-2-5885	7-032-300-875
岡山県総務部危機管理課	岡山市内山下2-4-6	700-8570	(代)086-224-2111 (直)086-223-2521 (夜)086-224-2111	086-225-4659	7-033-100-2579	7-033-100-5730
広島県危機管理監危機管理課	広島市中区基町10-52	730-8511	(代)082-228-2111 (直)082-511-6720 (夜)082-228-2111	082-227-2122	7-034-101-2784	7-034-101-119
山口県総務部防災危機管理課	山口市滝町1-1	753-8501	(代)083-933-2360 (直)083-933-2367 (夜)083-922-3111	083-933-2408	7-035-201-2367	7-035-201-2408
徳島県危機管理部南海地震防災課	徳島市万代町1-1	770-8570	(代)088-621-2280 (直)088-621-2280 (夜)088-621-2057	088-621-2849	7-036-211-7100	7-036-211-2-2987
香川県総務部防災局危機管理課	高松市番町4-1-10	760-8570	(代)087-831-1111 (直)087-832-3186 (夜)087-831-1111	087-831-3602	7-037-200-5064	7-037-200-5803
愛媛県県民環境部防災局 危機管理課	松山市一番町4-4-2	790-8570	(代)089-941-2111 (直)089-941-2453 (夜)089-941-2111	089-941-0119	7-038-200-2319	7-038-200-141
高知県危機管理部地震・防災課	高知市丸の内1-2-20	780-8570	(代)088-823-9318 (直)088-823-9317 (夜)088-823-1111	088-823-9253	7-039-800-72-9317	7-039-800-72-9253
福岡県総務部消防防災課	福岡市博多区東公園7-7	812-8577	(代)092-651-1111 (直)092-643-3113 (夜)092-641-4734	092-643-3117	7-040-700-7022	7-040-700-7390
佐賀県統括本部消防防災課	佐賀市城内1-1-59	840-8570	(代)0952-25-7062 (直)0952-25-7026 (夜)0952-24-3842	0952-25-7262	7-041-200-7026	7-041-200-4510
長崎県危機管理防災課	長崎市江戸町2-13	850-8570	(代)095-824-3597 (直)095-824-3597 (夜)095-824-1171	095-821-9202 (昼) 095-823-1629(夜 間・休日)	7-042-111-7226	7-042-111-7228
熊本県総務部 危機管理防災課	熊本市水前寺6-18-1	862-8570	(代)096-383-1111 (直)096-383-1504 (夜)096-384-5111	096-383-1503	7-043-300-7605	7-043-300-7108
大分県生活環境部 防災危機管理課	大分市大手町3-1-1	870-8501	(代)097-536-1111 (直)097-536-3152 (夜)097-536-1111	097-533-0930	7-044-200-4-3155	7-044-200-387
宮崎県総務部 危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東2-10-1	880-8501	(代)0985-26-7064 (直)0985-26-7066 (夜)0985-26-7088	0985-26-7304	7-045-101-2140	7-045-101-2640
鹿児島県危機管理局 危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	890-8577	(代)099-286-2111 (直)099-286-2256	099-286-5519	7-046-311-7-2256	7-046-311-840
沖縄県知事公室防災危機管理課	那覇市泉崎1-2-2	900-8570	(代)098-866-2074 (直)098-866-2143 (夜)098-866-2498	098-866-3204	7-047-200-1305	7-047-200-3907

※(代)：代表電話(直)：直通電話(夜)：夜間

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	ファックス番号
日本たばこ産業(株)大阪支店業務部	大阪市北区大淀南1-5-10	531-0075	06-6450-1277	06-6450-1268
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社	和歌山市吉田94-1	640-8343	073-425-6091	073-425-6096
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山駅	和歌山市美園町5-61	640-8331	073-424-8280	073-422-0431
西日本電信電話(株)和歌山支店	和歌山市宇須1-5-41	641-0043	073-421-9180	073-425-0311
(株)NTTドコモ関西和歌山支店	和歌山市黒田1-1-19	640-8341	073-476-3303	
日本銀行大阪支店	大阪市北区中之島2-1-45	530-0005	06-6206-7715	06-6233-2022
日本赤十字社和歌山県支部	和歌山市吹上2丁目1-22	640-8137	073-422-7141	073-422-7148
西日本高速道路(株)関西支社	大阪府茨木市岩倉町1番13号	530-0003	06-6344-8888	06-6344-9244
西日本高速道路(株)関西支社和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中州1038-2	640-8305	073-472-2091	073-473-1584
電源開発(株)西日本支店	大阪市北区中之島6-2-27	530-0005	06-6448-5921	06-6448-3309
大阪ガス(株)南部導管部	堺市堺区住吉橋町2-2-19	590-0973	072-238-2375	
日本通運(株)和歌山支店	和歌山市西浜796-1	640-0036	073-431-3101	073-428-2669
関西電力送配電(株)和歌山支社	和歌山市岡山丁40	640-8145	073-422-4150	073-463-0619
和歌山県土地改良事業団体連合会	和歌山市雑賀屋町1	640-8249	073-432-2567	073-433J 490
紀の川土地改良区連合	和歌山市雑賀屋町東の丁26	640-8241	073-423-3177	073-431-7188
南海電気鉄道(株)和歌山支社	和歌山市東蔵前丁3-6	640-8203	073-433-1285	073-431-3573
和歌山バス那賀(株)	紀の川市藤崎字上松原271	649-6623	0736-75-2151	0736-75-5777
南海りんかんバス(株)	橋本市市脇5-1-24	648-0073	0736-33-0056	0736-32-5565
大十バス(株)	海草郡紀美野町下佐々1037	640-1121	073-489-2751	073-489-3290
有田鉄道(株)	有田川町徳田178	643-0101	0737-52-3034	0737-52-5206
紀州鉄道(株)	御坊市蘭275	644-0002	(事)0738-23-0001 (駅)0738-22-1327	0738-23-3641
御坊南海バス(株)	御坊市蘭37	644-0002	0738-22-1020	0739-23-3369
龍神自動車(株)	田辺市あけぼの37-20	646-0021	0739-22-2100	0739-24-1212
明光バス(株)	西牟婁郡白浜町868-39	649-2211	0739-42-3005	073942-3147
すさみ交通(有)	西牟婁郡すさみ町周参見4303-1	649-2621	0739-55-2471	0739-55-3180
熊野交通(株)	新宮市新宮6968-2	647-0081	0735-22-5101	0735-23-0001
中紀バス(株)	日高郡由良町里480-3	649-1111	0738-65-2222	0738-65-2610
和歌山バス(株)	和歌山市和歌浦西1-8-1	640-0024	073-445-9133	073-445-7271
和歌山名鉄運輸(株)	和歌山市中33	640-8451	073-455-5186	073-451-3485
近物レックス(株)和歌山支店	和歌山市湊薬種畑1106-3	640-8404	073-436-3151	073-424-5297
丸十運送(株)	海南市小野田1636-152	642-0014	073-487-4801	073-487-4805
サザントランスポートサービス(株)	橋本市学文路191-2	648-0043	0736-33-0202	0736-33-2387
(有)大十ロジスティクス	紀の川市貴志川町井ノ口1520-1	640-0424	0736-64-1533	0736-64-1535
(有)印南運送	日高郡印南町印南2288-5	649-1534	0738-42-0017	0738-42-0366
新宮運送(株)	新宮市五新8-53	647-0053	0735-21-6141	0735-21-6664
新宮ガス(株)	新宮市あけぼの5-50	647-0025	0735-21-6431	0735-21-6665
和歌山県土地開発公社	和歌山市和歌浦西2-1-22	641-0024	073-448-1832	073-448-1836
(一社)和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1 県民文化会館5F	640-8514	073-424-5101	073-436-0530
公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山市紀三井寺811-1	641-8509	073-447-2300	073-423-7794
和歌山県立医科大学保健看護学部	和歌山市三葛580番地	641-0011	073-446-6700	073-446-6720

社名	所在地	郵便番号	電話番号	ファックス番号
朝日新聞社和歌山総局	和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル	640-8156	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市西汀丁38 レグルスビル2F	640-8227	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	640-8249	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁43 ハピネス六番丁ビル7F	640-8154	073-422-1915	073-435-3018
共同通信社和歌山支局	和歌山市八番町11 日本生命ビル5F	640-8157	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F	640-8567	073-422-5529	073-423-7759
日本経済新聞社和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	640-8139	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社南大阪支局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル	590-0028	072-221-0050	072-221-0051
NHK和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47	640-8556	073-424-8121	073-424-8149
和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	640-8577	073-455-3211	073-428-0785
テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	640-8533	073-455-3211	073-453-9543
朝日放送	大阪市福島区福島1-1-30	553-8503	06-6451-1105	06-6458-1241
関西テレビ放送	大阪市北区扇町2-1-7	530-0025	06-6314-8808	06-6314-8826
毎日放送	大阪市北区茶屋町17-1	530-8304	06-6359-1123	06-6359-3559
読売テレビ放送	大阪市中央区城見2-2-33	540-8510	06-6942-7733	06-6942-7734

59-05-00 (5) 県関係機関

県防災企画課

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号	県防災 電 話	県防災 F A X
和 歌 山 県 庁	和歌山市小松原通1-1	640-8585	073-432-4111		38-05-00参照	
危機管理局防災企画課	和歌山市小松原通1-1	640-8585	073-441-2262	073-422-7652	300-404	300-499
(振興局)						
海 草 振 興 局	和歌山市小松原通1-1	640-8585	073-441-3436	073-423-9269	300-415	300-490
那 賀 振 興 局	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0005	0736-61-0007	320-400	320-499
伊 都 振 興 局	橋本市市脇4-5-8	648-8541	0736-33-5004	0736-33-4914	330-400	330-499
有 田 振 興 局	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1257	0737-64-1256	340-400	340-499
日 高 振 興 局	御坊市湯川町財部651	644-0011	0738-24-2904	0738-24-2906	350-400	350-499
西 牟 婁 振 興 局	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-26-7906	0739-26-7962	360-400	360-499
東 牟 婁 振 興 局	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-21-9605	0735-21-9636	370-400	370-499
(振興局健康福祉部)						
海草振興局健康福祉部	海南市大野中939	642-0022	073-482-5511	073-482-3786	311-400	311-499
那賀振興局健康福祉部	岩出市高塚209	649-6223	0736-63-0100	0736-61-0013	320-401	320-498
伊都振興局健康福祉部	橋本市高野口町名古屋927	649-7203	0736-42-5556	0736-42-5466	331-401	331-499
有田振興局健康福祉部	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1260	0737-64-1261	340-401	340-498
日高振興局健康福祉部	御坊市湯川町財部859-2	644-0011	0738-24-2910	0738-22-8751	351-400~405	351-499
西牟婁振興局健康福祉部	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-26-7909	0739-26-7916	360-401	360-498
東牟婁振興局健康福祉部	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-21-9610	0735-21-9636	370-401	370-498
東牟婁振興局健康福祉部串本支所	東牟婁郡串本町西向193	649-4122	0735-72-0525	0735-72-2739	371-400~405	371-499
(病院)						
県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	641-0012	073-447-2300	073-423-7794		
県立医科大学附属病院 紀 北 分 院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	649-7113	0736-22-0066	0736-22-2579		
県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	643-0811	0737-52-3221	0737-52-5571	345-400	345-499
(保健所)						
岩 出 保 健 所	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0020	0736-62-8720	320-401	320-498
橋 本 保 健 所	橋本市高野口町名古屋927	649-7203	0736-42-3210	0736-42-0886	331-401	331-499
海 南 保 健 所	海南市大野中939	642-0022	073-482-0600	073-482-3786	311-400	311-499
湯 浅 保 健 所	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-63-4111	0737-64-1290	340-401	340-498
御 坊 保 健 所	御坊市湯川町財部859-2	644-0011	0738-22-3481	0738-23-3004	351-400~405	351-499
田 辺 保 健 所	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-22-1200	0739-26-7935	360-401	360-498
新 宮 保 健 所	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-22-8551	0735-22-6225	370-401	370-498
新宮保健所串本支所	東牟婁郡串本町西向193	649-4122	0735-72-0525	0735-72-2739	371-400~405	371-499
(振興局建設部)						
海草振興局建設部	和歌山市森小手穂227	640-8312	073-488-7876	073-488-5182	312-400	312-499
海南工事事務所	海南市南赤坂19	642-0017	073-483-4824	073-483-3890	316-400	316-499
那賀振興局建設部	岩出市高塚209	649-6223	0736-63-0100	0736-61-0034	320-403	320-496
伊都振興局建設部	橋本市市脇4-5-8	648-8541	0736-34-1700	0736-33-4928	330-402	330-497
有田振興局建設部	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-63-4111	0737-64-1268	340-403	340-496
日高振興局建設部	御坊市湯川町財部651	644-0011	0738-22-3111	0738-24-2920	350-402	350-497
西牟婁振興局建設部	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-22-1200	0739-26-7927	360-403	360-499
東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡串本町サンコ台 783-8	649-3510	0735-62-0755	0735-62-5390	372-400	372-499
東牟婁振興局新宮建設部	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-22-8551	0735-21-9643	370-403	370-496
(県税事務所)						
和 歌 山 県 税 事 務 所	和歌山市小松原通1-1	640-8585	073-441-3394	073-441-3439		
紀 北 県 税 事 務 所	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0010	0736-61-0037		
紀 中 県 税 事 務 所	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1259	0737-64-1278		
紀 南 県 税 事 務 所	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-26-7908	0739-26-7915		

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号	県防災 電 話	県防災 F A X
(教育支援事務所)						
紀北教育支援事務所	橋本市市脇4-5-8	648-8541	0736-33-5468	0736-33-5470		
紀北教育支援事務所 那賀分室	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0080	0736-61-0081		
紀中教育支援事務所	御坊市湯川町財部651	644-0011	0738-24-2902	0738-24-2928		
紀中教育支援事務所 有田分室	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1275	0737-64-1276		
西牟婁教育支援事務所	田辺市新庄町3353-9	646-0011	0739-26-3497	0739-26-3558		
東牟婁教育支援事務所	新宮市緑ヶ丘2-5-8	647-8551	0735-21-9637	0735-21-9633		
(知事室出先)						
県 東 京 事 務 所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階	102-0093	03-5212-9057	03-5212-9059	048-300 -9-3308	048-300 -9-3347
(総務部出先)						
職 員 研 修 所	和歌山市和歌浦西2-1-22	641-0024	073-444-0369	073-444-6280		
県 消 防 学 校	和歌山市加太2362-19	640-0103	073-488-8860	073-459-0039		
県 防 災 航 空 セ ン タ ー	西牟婁郡白浜町3031-56	649-2211	0739-45-8211	0739-45-8213	364-400	364-499
(企画部出先)						
県 立 文 書 館	和歌山市西高松1-7-38	641-0051	073-436-9540	073-436-9641		
(環境生活部出先)						
県男女共同参画センター	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9階	640-8319	073-435-5245	073-435-5247		
県消費生活センター	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階	640-8319	073-433-1551	073-433-3904		
県消費生活センター紀南支所	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-0027	0739-24-0999	0739-26-7943		
和歌山県NPOサポ-トセンター	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9階	640-8319	073-435-5424	073-435-5425		
県立紀北青少年の家	伊都郡かつらぎ町中飯降 1317-3	649-7112	0736-22-5530	0736-22-5531		
県立白崎青少年の家	日高郡由良町大引961-1	649-1123	0738-65-2351	0738-65-2352		
県立潮岬青少年の家	東牟婁郡串本町潮岬669	649-3502	0735-62-6045	0735-62-0182		
県環境衛生研究センター	和歌山市砂山南3-3-45	640-8272	073-423-9570	073-423-8798		
県動物愛護センター	海草郡紀美野町国木原381	640-1251	073-489-6500	073-489-6504		
県鳥獣保護センター	海草郡紀美野町国木原381	640-1251	073-489-6500	073-489-6504		
南紀熊野ジオパークセンター	東牟婁郡串本町潮岬2838-3	649-3502	0735-67-7100	0735-67-7191		
(福祉保健部出先)						
県紀南児童相談所	田辺市新庄町3353-9	646-0011	0739-22-1588	0739-22-1917		
紀南児童相談所新宮分室	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-0043	0735-22-8551	0735-21-9634		
県立仙溪学園	紀の川市東三谷900	649-6435	0736-77-3172	0736-77-4740		
県子ども・女性・障害者 相談センター	和歌山市毛見1437-218	640-0014	073-445-5311	073-446-0036		
県立女性保護施設なぐさホーム	和歌山市毛見1437-218	640-0014	073-447-0004	073447-1587		
県立高等看護学院	紀の川市西野山505-1	649-6604	0736-75-6280	0736-75-6283		
県立なぎ看護学校	新宮市蜂伏20-39	647-0072	0735-31-8797	0735-31-6773		
県精神保健福祉センター	和歌山市手平2-1-2 県民交 流プラザ和歌山ビッパ愛2F	643-0111	073-435-5194	073-435-5193		
県難病・子ども保健 相談支援センター	和歌山市紀三井寺811-1 県立医科大学附属病院3階	641-8510	073-445-0520	073-445-0603		
(商工観光労働部出先)						
県公営競技事務所	和歌山市五筋目10-1	640-8076	073-431-4213	073-431-7827		
和歌山県工業用水道 管理センター	海南市南赤坂19	642-0017	073-486-2800	073-486-2701		
県工業技術センター	和歌山市小倉60	649-6261	073-477-1271	073-477-2880		
県立和歌山産業技術専門学院	和歌山市小倉90	649-6261	073-477-1253	073-477-1254		
県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町1745-2	646-0011	0739-22-2259	0739-22-3123		
県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山350 高野町観光情報センター内	648-0211	0736-56-2558	0736-56-2481		

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号	県防災 電 話	県防災 F A X
(農林水産部出先等)						
県 農 業 大 学 校	伊都郡かつらぎ町中飯降422	649-7112	0736-22-2203	0736-22-7402		
農業大学就農支援センター	御坊市塩屋町南塩屋724	644-0024	0738-23-3488	0738-23-3489		
農 業 試 験 場	紀の川市貴志川町高尾160	640-0423	0736-64-2300	0736-65-2016		
農業試験場暖地園芸センター	御坊市塩屋町南塩屋724	644-0024	0738-23-4005	0738-22-6903		
果 樹 試 験 場	有田郡有田川町奥751-1	643-0022	0737-52-4320	0737-53-2037		
果樹園芸試験場かき・もも研究所	紀の川市粉河3336	649-6531	0736-73-2274	0736-73-4690		
果樹試験場うめ研究所	日高郡みなべ町東本庄1416-7	645-0021	0739-74-3780	0739-74-3790		
畜 産 試 験 場	西牟婁郡すさみ町見老津1	649-3141	0739-55-2430	0739-55-4020		
畜産試験場養鶏研究所	日高郡日高川町船津1090-1	644-1111	0738-54-0144	0738-54-0966		
林 業 試 験 場	西牟婁郡上富田町生馬1504-1	649-2103	0739-47-2468	0739-47-4116		
水 産 試 験 場	東牟婁郡串本町串本1557-20	649-3503	0735-62-0940	0735-62-3515		
内 水 面 試 験 地	紀の川市桃山町調月32-3	649-6112	0736-66-0171	0736-66-2098		
県農作物病害虫防除所	紀の川市貴志川町高雄160	640-0423	0736-64-2300	0736-65-2016		
紀北家畜保健衛生所	和歌山市園部1291	640-8483	073-462-0500	073-462-5253		
紀南家畜保健衛生所	西牟婁郡上富田町生馬321-10	649-2103	0739-47-0974	0739-47-2483		
(県土整備部出先等)						
有田振興局建設部 広川出張所	有田郡広川町下津木1619-6	643-0051	0737-67-2104	0737-67-2754	343-402	343-499
二川ダム管理事務所	有田郡有田川町二川518-2	643-0542	0737-23-0251	0737-23-0047	342-400	342-499
椿山ダム管理事務所	日高郡日高川町初湯川1874	644-1231	0738-57-0400	0738-57-0454	352-402	352-499
七川ダム管理事務所	東牟婁郡古座川町佐田1016	649-4442	0735-76-0009	0735-76-0350	373-402	373-499
和歌山下津港湾事務所	和歌山市築港6-22	640-8287	073-431-7266	073-431-7165	313-401	313-499
南紀白浜空港管理事務所	西牟婁郡白浜町2926	649-2211	0739-42-2348	0739-42-3251		
(教育委員会出先)						
県教育センター学びの丘	田辺市新庄町3353-9 県立情報交流センターBig・U内	646-0011	0739-26-3511	0739-26-8120		
県 立 体 育 館	和歌山市中之島2238	640-8392	073-422-4108	073-422-4109		
県 立 武 道 館	和歌山市和歌浦西2-1-22	641-0024	073-444-6340	073-444-6340		
県 立 図 書 館	和歌山市西高松1-7-38	641-0051	073-436-9500	073-436-9501		
県 立 博 物 館	和歌山市吹上1-4-14	640-8137	073-436-8670	073-436-6643		
県立近代美術館	和歌山市吹上1-4-14	640-8137	073-436-8690	073-436-1337		
県立紀伊風土記の丘	和歌山市岩橋1411	640-8301	073-471-6123	073-471-6120		
県立自然博物館	海南市船尾370-1	642-0001	073-483-1777	073-483-2721		
(公社関係)						
和歌山県土地開発公社	和歌山市和歌浦西2-1-22	641-0024	073-448-1832	073-448-1836		
(社)わかやま森林と緑の公社	和歌山市和歌浦西2-1-22	641-0024	073-448-0505	073-448-5320		

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ

県庁の内線電話機から

総合庁舎の内線電話機から

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(有線回線を利用する場合【7-030】は不要)。

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	ファックス番号
和歌山県警察本部	和歌山市小松原通1-1-1	640-8588	073-423-0110	
橋本警察署	橋本市市脇四丁目2-2	648-0073	0736-33-0110	0736-33-2340
かつらぎ警察署	伊都郡かつらぎ町中飯降1150-1	649-7112	0736-22-0110	0736-22-1069
岩出警察署	岩出市高塚198-1	649-6223	0736-63-0110	0736-63-0230
和歌山東警察署	和歌山市栗栖686-7	640-8305	073-475-0110	073-475-1050
和歌山西警察署	和歌山市吹上1-6-30	640-8137	073-424-0110	073-424-5850
和歌山北警察署	和歌山市松江北2-1-41	640-8425	073-453-0110	073-453-0116
海南警察署	海南市日方1294-24	642-0002	073-482-0110	073-482-0221
有田湯浅警察署	有田市宮崎町265	649-0316	0737-83-0110	0737-83-0230
有田分庁舎				
湯浅警察署	有田郡湯浅町栖原184-2	643-0005	0737-64-0110	0737-64-0123
有田湯浅警察署				
御坊警察署	御坊市湯川町財部237-1	644-0011	0738-23-0110	0738-23-2272
田辺警察署	田辺市上の山壺丁目2-15	646-0061	0739-23-0110	0739-23-0567
白浜警察署	西牟婁郡白浜町2926-82	649-2211	0739-43-0110	0739-43-3993
新宮警察署	東牟婁郡串本町串本2114	649-3503		0735-62-0480
新串本分庁舎				
新宮警察署	新宮市新宮2330-9	647-0081	0735-21-0110	0735-21-0232

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	ファックス番号	県防災電話	
					電 話	ファックス
和歌山市消防局	和歌山市八番丁12	640-8157	073-422-0119	073-423-0190	210-500	210-599
海南市消防本部	海南市日方1294-13	642-0002	073-482-0119 (警防)483-8713 (予防)483-8711	073-482-0088	217-400	217-499
橋本市消防本部	橋本市東家6丁目2-1	648-0072	0736-33-0119	0736-33-0630	237-400	237-499
有田市消防本部	有田市箕島47	649-0304	0737-83-0119	0737-82-2513	247-400	247-499
御坊市消防本部	御坊市湯川町財部221-1	644-0011	0738-22-0800 (予防)22-4899	0738-22-5131	257-400	257-499
田辺市消防本部	田辺市新庄町46-119	646-0011	0739-22-0119 (予防)26-9954	0739-22-3402	268-400	268-499
新宮市消防本部	新宮市新宮5036-3	647-0081	0735-21-0119	0735-21-9911	277-400	277-499
紀美野町消防本部	海草郡紀美野町下佐々803-1	640-1121	073-489-5146	073-489-2111	218-400	218-499
那賀郡消防組合消防本部	岩出市中迫154	649-6215	0736-61-0119 (予防)61-1794	0736-63-0819	227-400	227-499
高野町消防本部	伊都郡高野町高野山600	648-0211	0736-56-0119	0736-56-3821	238-400	238-499
伊郡消防組合消防本部	伊都郡かつらぎ町妙寺126-12	649-7113	0736-22-0119	0736-22-1215	239-400	239-499
湯浅広川消防組合消防本部	有田郡湯浅町青木670	643-0002	0737-64-0119	0737-63-6626	249-400	249-499
有田川町消防本部	有田郡有田川町庄1042	643-0811	0737-52-5950	0737-52-5952	248-400	248-499
日高広域消防事務組合消防本部	日高郡日高町萩原930-1	649-1202	0738-63-1119 (予防)63-2000	0738-63-3498	258-400	258-499
白浜町消防本部	西牟婁郡白浜町2927-259	649-2211	0739-43-0119	0739-42-5459	267-400	267-499
串本町消防本部	西牟婁郡串本町サンゴ台1256-1	649-3510	0735-62-0119	0735-69-2037	278-400	278-499
那智勝浦町消防本部	東牟婁郡那智勝浦町天満1244-1	649-5331	0735-52-4900	0735-52-4953	279-400	279-499
太 地 町	東牟婁郡太地町太地3767-1	649-5171	0735-59-2335	0735-59-3375	272-402	272-499
北 山 村	東牟婁郡北山村大沼42	519-5603	0735-49-2331	0735-49-2207	274-402	274-499

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ
県庁の内線電話機から
総合庁舎の内線電話機から

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(有線回線を利用する場合【7-030】は不要)。

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

	市町村名	課室名	所在地	TEL	FAX	県防災電話	県防災FAX
市	和歌山市	総合防災課	和歌山市一番丁3	073-435-1199	073-435-1299	210-400	210-499
	海南市	危機管理課	海南市南赤坂11	073-483-8406	073-482-0099	211-400	211-499
	橋本市	危機管理室	橋本市東家1-1-1	0736-33-1111	0736-33-1665	230-400	230-499
	有田市	防災安全課	有田市箕島50	0737-83-1111	0737-82-1725	240-400	240-499
	御坊市	防災対策課	御坊市園350	0738-23-5528	0738-23-5090	250-403	250-499
	田辺市	防災まちづくり課	田辺市東山1-5-1	0739-26-9976	0739-22-5310	260-400	260-499
	新宮市	防災対策課	新宮市春日1-1	0735-23-3333	0735-23-3331	270-400	270-499
	紀の川市	危機管理消防課	紀の川市西大井338	0736-77-1300	0736-77-2514	220-401	220-499
	岩出市	総務課危機管理室	岩出市西野209	0736-62-2141	0736-63-0075	221-402	221-499
海草郡	紀美野町	総務課特別対策室	紀美野町動木287	073-489-5912	073-489-2510	212-400	212-499
伊都郡	かつらぎ町	総務課	かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300	0736-22-7821	231-400	231-499
	九度山町	地域防災課	九度山町九度山1190	0736-54-2019	0736-54-2022	232-400	232-499
	高野町	総務課防災危機対策室	高野町高野山636	0736-56-3000	0736-56-4745	233-400	233-499
有田郡	湯浅町	総務課	湯浅町青木668-1	0737-64-1108	0737-63-3791	241-400	241-499
	広川町	総務課	広川町広1500	0737-63-1122	0737-62-2407	242-400	242-499
	有田川町	総務課	有田川町下津野2018-4	0737-52-2111	0737-52-3210	243-400	243-499
日高郡	美浜町	防災まちづくりみらい課	美浜町和田1138-278	0738-23-4902	0738-23-3523	251-400	251-499
	日高町	総務課	日高町高家626	0738-63-2051	0738-63-2923	252-400	252-499
	由良町	総務政策課	由良町里1220-1	0738-65-1801	0738-65-0282	253-400	253-499
	印南町	総務課	印南町印南2570	0738-42-0120	0738-42-0662	254-400	254-499
	みなべ町	総務課	みなべ町芝742	0739-72-2051	0739-72-1223	255-400	255-499
	日高川町	総務課	日高川町土生160	0738-22-1700	0738-22-8779	256-400	256-499
西牟婁郡	白浜町	地域防災課	白浜町1600	0739-43-5555	0739-43-5353	261-400	261-499
	上富田町	総務課	上富田町朝来736	0739-47-0550	0739-47-4005	262-400	262-499
	すさみ町	総務課	すさみ町周参見4089	0739-55-4802	0739-55-4810	263-400	263-499
東牟婁郡	那智勝浦町	総務課防災対策室	那智勝浦町築地7-1-1	0735-52-4811	0735-52-6543	271-400	271-499
	太地町	総務課	太地町太地3767-1	0735-59-2335	0735-59-2801	272-401	272-499
	古座川町	総務課	古座川町高池673-2	0735-72-0180	0735-72-1858	273-405	273-499
	北山村	総務課	北山村大沼42	0735-49-2331	0735-49-2207	274-402	274-499
	串本町	総務課	串本町サンゴ台690-5	0735-62-0555	0735-62-4977	275-402	275-499

(防災局番)-(防災内線番号)

庁舎外の防災電話機へ

【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

県庁の内線電話機から

6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

総合庁舎の内線電話機から

8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。

※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(有線回線を利用する場合【7-030】は不要)。

区分 発生年月日			人的被害				住家被害					公共文教施設 千円	農林水産施設 千円	公共土木施設 千円	その他 千円	計 千円	備考
			死者 人	行方不明 人	負傷者		全壊 棟	半壊 棟	一部損壊 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟						
					重傷 人	軽傷 人											
強風	令和3年	5/13													14,524	14,524	
大雨	令和3年	5/20~5/21										93,686	429,500			523,186	
地すべり	平成29年 令和3年	10/22~ 6/3											360,000			360,000	
地すべり	令和2年 令和3年	10/10~ 6/3											300,000			300,000	
地すべり	令和2年 令和3年	7/6~ 6/3											140,000			140,000	
豪雨	令和3年	6/30~7/3										64,618	2,000			66,618	
台風9号	令和3年	8/9			2	2									11,705	11,705	
豪雨	令和3年	8/12~8/23				1		16	1	7		433,073	467,000		41	900,114	
台風14号	令和3年	9/17~9/18				1		51				19,000	40,900		15,580	75,480	
強風	令和3年	12/1													2,895	2,895	
地震	令和3年	12/3				5		2								0	
強風	令和3年	12/17~12/18													3,499	3,499	
強風	令和3年	12/25													105	105	
計			0	0	2	9	0	0	69	1	7	0	655,590	2,138,800	339,035	3,133,425	

港湾名	事業所名	保有量(m)	規格
和歌山下津	和歌山海上保安部	60	B型
和歌山下津	近畿地方整備局和歌山港湾事務所	200	A型
和歌山下津	和歌山県危機管理部	3,620	B型
和歌山下津	海草振興局建設部	50	A型
和歌山下津	和歌山下津港湾事務所	200	A型
和歌山下津	有田振興局建設部	200	A型
和歌山下津	和歌山県漁業協同組合連合会	400	A型
		380	B型
和歌山下津	有田箕島漁業協同組合本所	60	B型
和歌山下津	有田箕島漁業協同組合北箕島支所	120	B型
和歌山下津	日本製鉄株式会社関西製鉄所和歌山地区(和歌山)	2,460	B型
		200	その他
和歌山下津	日本製鉄株式会社関西製鉄所和歌山地区(海南)	1,160	B型
和歌山下津	日鉄物流(株)和歌山支店	1,080	B型
和歌山下津	ENEOS(株)和歌山製造所	2,600	B型
		738	その他
和歌山下津	コスモ石油ルブリカンツ(株)下津工場	1,080	A型
和歌山下津	ENEOS和歌山石油精製(株)海南工場	3,000	B型
和歌山下津	花王(株)和歌山工場	1,100	B型
和歌山下津	南海化学(株)	200	B型
和歌山下津	和歌山共同火力(株)	540	B型
和歌山下津	(株)IWAMOTO	380	A型
和歌山下津	大岩石油(株)青岸油槽所	1,280	B型
和歌山下津	大岩石油(株)築港油槽所	100	A型
		200	B型
和歌山下津	エヌシー環境株式会社	200	B型
和歌山下津	築港建材株式会社	60	A型

港湾名	事業所名	保有量(m)	規格
和歌山下津	海 南 海 上 保 安 署	200	B型
		80	その他
和歌山下津	紀 伊 水 道 防 災 設 備 (株)	3,040	B型
和歌山下津	田 中 海 運 (株)	860	B型
新 宮	新 宮 市 消 防 本 部	45	その他
新 宮	東 牟 婁 振 興 局 新 宮 建 設 部	120	A型
		27	その他
新 宮	三 輪 崎 漁 業 協 同 組 合	50	その他
串 本	東 牟 婁 振 興 局 串 本 建 設 部	120	A型
勝 浦	(有) 湯 川 石 油 店	300	A型
勝 浦	勝 浦 船 渠 (株)	50	A型
由 良	海上自衛隊阪神基地隊由良基地分遣隊	140	A型
由 良	由 良 ド ッ ク (株)	1,000	A型
		2,180	B型
文 里	田 辺 海 上 保 安 部	560	A型
文 里	西 牟 婁 振 興 局 建 設 部	200	A型
文 里	紀 洋 石 油 (株)	230	その他
日 高	日 高 振 興 局 建 設 部	120	A型
		140	B型
日 高	日 高 広 域 消 防 事 務 組 合	7.5	A型
		10	その他
日 高	陸 上 自 衛 隊 第 304 水 際 障 害 中 隊	168	その他
日 高	関 西 電 力 (株) 御 坊 発 電 所	1,840	B型
日 高	株 式 会 社 光 修 建 設	140	A型
綱 不 知	白 浜 町	100	A型
計		5,527.5	A型
		26,320	B型
		1,548	その他
合 計		33,396	

62-02-00 油処理剤等保有状況

和歌山海上保安部・田辺海上保安部
 県危機管理消防課
 令和6年4月1日現在

港湾名又は市町村名	事業所名	油処理剤(kl)	油吸着材(kg, 枚)	化学消火剤	
				原液(kl)	粉末(kg)
和歌山下津	和歌山海上保安部	0.54	778	0.25	
和歌山下津	近畿地方整備局和歌山港湾事務所	0.81	886.2		
和歌山下津	和歌山県危機管理部	2.09	991	135.83	
和歌山下津	海草振興局建設部	0.07	100		
和歌山下津	和歌山下津港湾事務所	0.81	886.2		
和歌山下津	有田振興局建設部		100		
和歌山下津	和歌山市消防局	0.55	152	14.22	
和歌山下津	日本製鉄株式会社関西製鉄所和歌山地区(和歌山)	1.40	170		
和歌山下津	日本製鉄株式会社関西製鉄所和歌山地区(海南)	0.36	360		
和歌山下津	日鉄物流(株)和歌山支店	1.40	170		
和歌山下津	E N E O S (株)和歌山製造所	5,688	6,052	107	14,147
和歌山下津	コスモ石油ルブリカンツ(株)下津工場	0.40	440	11.3	
和歌山下津	E N E O S 和歌山石油精製(株)海南工場	1,440	2,550	57	
和歌山下津	花王(株)和歌山工場	0.45	400		
和歌山下津	南海化学(株)	0.36	100		
和歌山下津	和歌山共同火力(株)	0.36	516.4		
和歌山下津	南海フェリー一(株)	0.09	100枚		
和歌山下津	(株) I W A M O T O	0.36	200		
和歌山下津	大岩石油(株)青岸油槽所	0.28	185	28.4	262
和歌山下津	大岩石油(株)築港油槽所	0.20	102	0.7	109
和歌山下津	戎丸商事(株)	0.07	30		
和歌山下津	和歌山県漁業協同組合連合会		570		
和歌山下津	雑賀崎漁業協同組合		170		
和歌山下津	加太漁業協同組合		160		
和歌山下津	和歌山北漁業協同組合西脇支所		100		

港湾名又は市町村名	事業所名	油処理剤(kl)	油吸着材(kg, 枚)	化学消火剤	
				原液(kl)	粉末(kg)
和歌山下津	海南海上保安署	1.5	192		
和歌山下津	海南市消防本部		232.88	96.18	
和歌山下津	海南市漁協下津支所		16		
和歌山下津	有田市消防本部		203	2.2	
和歌山下津	有田箕島漁業協同組合本所	30			
和歌山下津	有田箕島漁業協同組合北箕島支所	0.04	20		
和歌山下津	有田箕島漁業協同組合千田支所		16		
和歌山下津	湯浅広川消防組合消防本部	0.74	167.5	0.39	
和歌山下津	湯浅湾漁業協同組合湯浅本所		100		
和歌山下津	湯浅湾漁業協同組合田村支所		25		
和歌山下津	湯浅湾漁業協同組合栖原支所		85		
和歌山下津	湯浅湾漁業協同組合唐尾支所		26		
和歌山下津	紀伊水道防災設備(株)	1.91	2,657		
和歌山下津	東西海運(株)		85	12	
和歌山下津	田中海運(株)		245		105
和歌山下津	工又シ一環境株式会社	0.36	200	0.04	40
新宮	東牟婁振興局新宮建設部	0.23	60		
新宮	新宮市消防本部	0.10	333	0.80	
新宮	三輪崎漁業協同組合		205		
新宮	新宮漁業協同組合		60		
串本	串本海上保安署	0.50	163	0.30	
串本	串本町消防本部		32		
串本	和歌山東漁業協同組合		70		
串本	和歌山東漁業協同組合檜野支所		15		
串本	和歌山東漁業協同組合下田原支所		119		
串本	東牟婁振興局串本建設部	0.14	170		
勝浦	那智勝浦消防本部		127		

港湾名又は市町村名	事業所名	油処理剤(kl)	油吸着材(kg, 枚)	化学消火剤	
				原液(kl)	粉末(kg)
勝浦	和歌山東漁業協同組合浦神支所		30		
勝浦	紀州勝浦漁業協同組合		17		
勝浦	(有) 湯川石油店	0.02	42.5		
勝浦	(有) 紀南石油販売所		6.3		
勝浦	勝浦船渠(株)		130枚		
由良	海上自衛隊阪神基地隊由良基地分遣隊		100		3.5
由良	由良ドック(株)	0.54	1,600		
由良	由良町漁業協同組合		25.7		
田辺	西牟婁振興局建設部		95		
田辺	田辺市消防本部			1.42	
田辺	和歌山南漁業協同組合田辺支所		10		
田辺	和歌山南漁業漁業協同組合湊浦支所		85		
文里	田辺海上保安部	2.9	255		
文里	紀洋石油(株)	0.40	153		
新庄	新庄漁業協同組合		15		
日高	日高町		70		
日高	日高広域消防事務組合	0.22	0.28	0.82	
日高	関西電力(株)御坊発電所	0.40	2,400	33	
日高	株式会社光修建設		11		
日高	紀州日高漁業協同組合本所		190		
日高	三尾漁業協同組合		20		
日高	陸上自衛隊第304水際障害中隊	45	2000枚		
日高	御坊市消防本部	0.06	25.5	7.06	
由良	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所		41		
由良	紀州日高漁業協同組合戸津井支所		8		
由良	紀州日高漁業協同組合大引支所		8		
由良	紀州日高漁業協同組合由良浦支所		85		

港湾名又は 市町村名	事業所名	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg, 枚)	化学消火剤	
				原液(kl)	粉末(kg)
美浜町	紀州日高漁業協同組合美浜町支所		42		
印南町	印南町		30		
印南町	紀州日高漁業協同組合印南町支所		170		
みなべ町	紀州日高漁業協同組合南部町支所		120		
綱不知	白浜町		456		
綱不知	白浜町消防本部		290	0.7	
綱不知	和歌山南漁業協同組合白浜支所		100		50
白浜町	和歌山南漁業協同組合日置支所		34		
すさみ町	和歌山南漁業協同組合すさみ支所		110		
計		7223.65	28,438.46 2,230枚	509.61	14716.5

○和歌山県防災会議条例

昭和37年10月20日

条例第37号

改正 昭和57年10月26日条例第26号

平成24年10月5日条例第49号

和歌山県防災会議条例をここに公布する。

和歌山県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、和歌山県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭57条例26・一部改正)

(委員及び専門委員)

第2条 防災会議の委員の定数は、60人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 防災会議の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭57条例26・平24条例49・一部改正)

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(昭57条例26・一部改正)

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(昭57条例26・一部改正)

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(昭57条例26・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県防災会議運営規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県防災会議条例第5条の規定に基づき、和歌山県防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員に止むを得ない事情ができた場合は、代理人を出席させることができる。

第3条 前条の規定にかかわらず次の場合は会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 市町村防災会議が作成又は修正した市町村地域防災計画の報告で早急に措置を要するとき。

(4) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

第4条 会長は、止むを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面により会議を開催することができる。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附則

この規則は、昭和37年10月20日から施行する。

附則

この規則は、令和3年1月19日から施行する。

○和歌山県災害対策本部条例

昭和37年10月20日

条例第38号

改正 平成8年7月19日条例第39号

平成24年10月5日条例第50号

和歌山県災害対策本部条例をここに公布する。

和歌山県災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、和歌山県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8条例39・平24条例50・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員並びに災害対策副本部長及び災害対策本部員以外の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(平8条例39・一部改正)

(部等)

第3条 災害対策本部に、部、支部その他の組織を置くことができる。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 現地災害対策本部員並びに現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員以外の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(平8条例39・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

(平8条例39・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月19日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

○和歌山県災害対策本部規則

昭和38年3月12日

規則第15号

最終改正：令和3年3月31日規則第29号

和歌山県災害対策本部規則を次のように定める。

和歌山県災害対策本部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県災害対策本部条例(昭和37年和歌山県条例第38号)第5条の規定に基づき、和歌山県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び危機管理監をもって充てる。ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長をもって充てる。

2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 副知事

第2順位 危機管理監

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、知事室長、部長(危機管理監を除く。)、会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察本部長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部の構成)

第3条 本部に、本部会議、総合統制室及び部(以下「本部(本庁)」という。)並びに支部及び地方連絡部を置く。

(本部会議)

第4条 本部会議は、災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(総合統制室)

第5条 総合統制室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。
- 5 室長は、必要に応じ指名した部の職員を当該室に属する事務の処理をさせることができる。
- 6 総合統制室の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(部)

第6条 部に、知事室部、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、県土整備部、会計部、議会部、教育部、警察部、監査委員部、人事委員会部及び労働委員会部を置く。

- 2 各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付又は副班長を置く。
- 3 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 5 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 6 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 8 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。
- 9 各部の編成及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、警察部の編成及び事務分掌は、別表2に定めるもののほか、和歌山県警察本部で定めるところによる。
- 10 部長は、当該部に属する事務の処理をする人員が不足するときは、総務部の部長に人員の派遣を要請することができる。この場合において、総務部の部長は、派遣を要請した部(以下「当該部」という。)以外の部(以下「他の部」という。)の部長と協議の上、他の部の職員に当該部に属する事務の処理をさせることができる。

(本部連絡員)

第7条 本部会議の決定事項等について、各部の連絡事務を処理するため、各部長が指名した本部連絡員を総合統制室に置く。

- 2 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもって充てる。この場合において、部長は、幹事班(警察部にあっては派遣班)の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

環境生活部

福祉保健部

商工観光労働部

農林水産部

県土整備部

会計部

議会部

教育部

警察部

(支部)

第8条 支部は、地方における災害応急対策等の事務を円滑に処理する。

- 2 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。

- 3 支部は、次の機関をもって構成する。

(1) 当該支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする次の機関

振興局

保健所

家畜保健衛生所

警察署

(2) その他県の地方機関等

- 4 支部の組織及び運営は、本部(本庁)に準じて知事の承認を得て、支部長が別に定める。

- 5 支部に、支部長、副支部長及び支部員を置く。

- 6 支部の支部長及び副支部長は、別表第4のとおりとする。

- 7 支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部(本庁)との連絡に当たるものとする。

- 8 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

(副本部長の支部への派遣)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

2 副本部長は、前項の規定により支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

(地方連絡部)

第10条 地方連絡部は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理を図る。

2 地方連絡部の名称及び位置は、別表第5のとおりとし、同表に掲げる事務を分掌させる。

3 地方連絡部に、地方連絡部長を置く。

4 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充てる。

5 地方連絡部長は、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(緊急防災要員)

第11条 本部(本庁)の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、本部(本庁)に緊急防災要員を置く。

2 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。

3 緊急防災要員は、県庁及び振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(広域防災拠点要員)

第12条 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点として別表第6に掲げる広域防災拠点(以下「広域防災拠点」という。)の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。

2 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(災害時緊急支援要員)

第13条 市町村の災害応急対策支援及び災害地の情報収集等のため、本部(本庁)に災害時緊急支援要員を置く。

2 災害時緊急支援要員は、知事が任命する。

(現地災害対策本部)

第14条 災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、当該災害地の災害応急対策の実施に適した場所に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- 2 現地本部を設置したときは、当該現地本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を直ちに告示する。
- 3 現地本部が設置されたときは、当該現地本部の所管区域を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。
- 4 現地本部の組織及び運営は、本部(本庁)に準じて現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)が定める。

(現地本部長の権限)

第15条 本部長は、現地本部が設置されたときは、当該災害地にあつて災害応急対策を実施するために必要な権限を現地本部長に委任するものとする。

- 2 現地本部長は、前項の規定により委任された権限の範囲内において、当該現地本部の所管区域を所管する関係機関に対し、必要な指示又は協力を要請することができる。

(現地本部の廃止)

第16条 現地本部は、当該災害地における災害応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。

- 2 現地本部を廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

(本部の設置及び廃止の告示)

第17条 本部を設置したとき、及び当該本部を廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

(その他)

第18条 この規則に定めるほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、和歌山県地域防災計画の定めるところによる。

別表第1(第5条関係)

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 情報政策課員 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10 自衛隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関すること。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関すること。 12 海上保安庁への要請、受入れ及び活動調整に関すること。 13 応援協定に基づく要請に関すること。 14 防災ボランティアの要請に関すること。 15 総合輸送ルート(陸・海・空路)の設定に関すること。 16 応援ヘリコプターの要請、受入れ及び活動調整に関すること。 17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。 18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。

	監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 室長が必要に応じ指名した部の職員	19 燃料供給施設の被害状況の情報収集並びに燃料需要のとりまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。 20 電気、通信、上水道、都市ガス等の被害状況の情報収集及び災害応急対策に関すること。 21 停電及び通信障害の情報に係る問合せの対応に関すること。 22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。 23 報道機関との連絡調整に関すること。 24 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。 25 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。 26 災害及び復興の記録に関すること。 27 被災地の調査に関すること。 28 孤立集落の支援に関すること。 29 職員の配置に係る調整に関すること。 30 災害救助物資の調達及び供給に関すること。 31 救援物資の輸送に関すること。 32 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。 33 医療救護活動の実施に関すること。 34 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 35 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。 36 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関すること。 37 その他必要なこと。
--	--	--

別表第2(第6条関係)

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部名	部長 副部長 部長付	班名	事務分担者		事務分掌
			班長、副班 長	班員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長 (部長付) 広域連携 担当参事	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課 副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関するこ と。 3 各種媒体を活用した災害広報に 関すること。 4 報道局等の被災状況に関するこ と。 5 災害及び復興の記録誌に関する こと。 6 その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課 長 (副班長) 政策審 議課長	秘書課員 政策審議 課員	1 各班共通業務に関するこ と。 2 本部長及び副本部長の秘書に関 すること。 3 各種陳情の応接及び被災地の視 察に関するこ と。 4 その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 行政改革 担当参事	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課 長 (副班長) 総務課 副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関するこ と。 3 その他必要なこと。
		人事職員 班	(班長) 人事課 長 (副班長)	人事課員 監察査察 課員 行政改革	1 各班共通業務に関するこ と。 2 職員の動員に関するこ と。 3 職員の派遣要請に関するこ と(災 害対策基本法(昭和36年法律第223

参事(和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号。以下この表において「行政組織規則」という。) 第5条の表に掲げる監察査察課に属する参事に限る。)		監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長	課員 職員厚生室員	号)に基づくものを除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関する事 5 職員の安否状況調査に関する事 6 職員の救援に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 長期従事職員に係る対応に関する事 9 その他必要な事。
	財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事。 2 災害対策に係る予算措置に関する事。 3 その他必要な事。
	税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事。 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関する事。 3 県税関係システムの応急復旧対策に関する事。 4 その他必要な事。
	市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事。 2 市町村行政の応援に関する事。 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関する事。 4 その他必要な事。
	管財公共	(班長)	管財課員	1 各班共通業務に関する事。

		建築班	管財課 長 (副班長) 管財課 副課長	公共建築 課員	<p>2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。</p> <p>3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。</p> <p>4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。</p> <p>5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。</p> <p>6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。</p> <p>7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。</p> <p>8 その他必要なこと。</p>
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 参事(紀の 国わかや ま文化祭 担当) 紀の国わ かやま文 化祭推進 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) 国際担当	(幹事班) 企画総 務班	(班長) 企画総 務課長 (副班長) IR推進 室長 地域プ ロジェ クト対 策室長 調査統 計課長 人権政 策課長 人権施 策推進 課長	企画総務 課員 IR推進室 員 地域プロ ジェクト 対策室員 調査統計 課員 人権政策 課員 人権施策 推進課員	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
		文化学術	(班長)	文化学術	1 各班共通業務に関すること。

参事 参事(行政 組織規則 第6条の表 に掲げる 企画部に 属する参 事に限 る。)	班	文化学 術課長 (副班長) 文化学 術課副 課長 総務企 画課長 事業推 進課長	課員 総務企画 課員 事業推進 課員	2 私立学校の被害状況等の調査、情 報収集及び災害応急対策に関する こと。 3 その他必要なこと。
	国際班	(班長) 国際課 長 (副班長) 国際課 副課長	国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る問 合せの対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害情 報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
	情報政策 班	(班長) 情報政 策課長 (副班長) 情報政 策課副 課長	情報政策 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県行政用情報通信ネットワーク システムの応急復旧に関するこ と。 3 通信の被害状況及び復旧状況に 関する情報の収集、記録及び伝達 に関すること。 4 通信関係事業者への情報提供に 関すること。 5 臨時公衆電話の設置要請及び衛 星携帯電話等の手配に関するこ と。 6 その他必要なこと。
	総合交通 政策班	(班長) 総合交 通課長	総合交通 政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フェ

			通政策 課長 (副班長) 地域政 策課長 移住定 住推進 課長	地域政策 課員 移住定住 推進課員 福祉保健 総務課員 資源管理 課員	リー等)の運行等に関する情報の 収集、記録及び伝達に関すること。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フェ リー等)及び関西国際空港の被害 情報の収集、その他災害応急対策 に関すること。 4 人員及び物資の輸送に係る総合 的な調整に関すること。 5 その他必要なこと。
環境生活 部	(部長) 環境生活 部長 (副部長) 環境政策 局長 県民局長 (部長付) 生活安全 参事 食品安全 参事	(幹事班) 環境生 活総務 班	(班長) 環境生 活総務 課長 (副班長) 自然環 境室長	環境生活 総務課員 自然環境 室員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害状 況の把握及び応急対策に関するこ と。 4 自然公園等施設の被害状況の把 握に関すること。 5 南紀熊野ジオパークセンターの 被害状況の把握及び応急対策に関 すること。 6 その他必要なこと。
	参事(行政 組織規則 第7条第1 項の表に 掲げる環 境生活部 に属する 参事に限 る。)	環境班	(班長) 循環型 社会推 進課長 (副班長) 環境管 理課長 廃棄物 指導室 長	循環型社 会推進課 員 環境管理 課員 廃棄物指 導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状 況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関する こと。 4 「大規模災害時における災害廃棄 物の処理等に関する協定書」に基 づく市町村からの応援要請に対す る連絡体制に関すること。 5 災害時における大気・水質等環境

				対策に関すること。 6 その他必要なこと。
県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。 4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。 5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。 6 その他必要なこと。	
青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関すること。 2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 4 その他必要なこと。	
食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関すること。 2 水道水の供給に関すること。 3 食品衛生の確保に関すること。 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6 動物の保護及び管理に関すること。	

					7 その他必要なこと。
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監に限る。) 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員 介護サービス指導室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関すること。 4 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること。 5 食糧・生活必需品の確保に関すること。 6 その他必要なこと。
		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 その他必要なこと。
		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者の被災状況の情報収集に関すること。 3 老人福祉施設等の被害状況の情報収集に関すること。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。

			長		5 その他必要なこと。
		障害児者 支援班	(班長) 障害福 祉課長 (副班長) 障害福 祉課副 課長	障害福祉 課員 医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報 収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報 収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関する こと。 5 その他必要なこと。
		医務班	(班長) 医務課 長	医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。 3 医療機関等との連絡に関するこ と。 4 保健師活動に関すること。 5 その他必要なこと。
		健康推進 班	(班長) 健康推 進課長 (副班長) 国民健 康保険 課長	健康推進 課員 国民健康 保険課員	1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調 査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関す ること。 6 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課 長 (副班長) 薬務課 副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品等の確保及び供給に関す ること。 3 毒物劇物の災害応急対策に関す ること。 4 その他必要なこと。
商工観光 労働部	(部長) 商工観光	(幹事班) 商工観	(班長) 商工観	商工観光 労働総務	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。

労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	光労働 総務班	光労働 総務課 長 (副班長) 商工振 興課長 償還指 導室長	課員 商工振興 課員 償還指導 室員	2 各班共通業務に関する事 3 経済関係被害状況等の調査情報 収集及び災害応急対策に関するこ と。 4 中小企業者災害復旧関連融資対 策に関する事 5 中小企業者災害復旧高度化融資 対策に関する事 6 店舗等の被害調査に関する事 7 その他必要な事
	公営企業 班	(班長) 公営企 業課長 (副班長) 公営企 業課副 課長	公営企業 課員	1 各班共通業務に関する事 2 公営企業関係施設(工業用水道) の被害調査及び災害応急対策に関 すること。 3 公営企業関係施設(土地)の被害 調査及び災害応急対策に関するこ と。 4 災害緊急支出に関する事 5 その他必要な事
	労働班	(班長) 労働政 策課長 (副班長) 労働政 策課副 課長	労働政策 課員	1 各班共通業務に関する事 2 被災者への雇用対策に関するこ と。 3 産業技術専門学院に係る被害対 策に関する事 4 その他必要な事
	企業政策 班	(班長) 企業振 興課長 (副班長) 産業技	企業振興 課員 産業技術 政策課員 企業立地	1 各班共通業務に関する事 2 工場等の被害調査に関する事 3 その他必要な事

			術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	課員 サービス産業立地室員	
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長)	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。

		農業農村整備課副課長	<p>4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。</p> <p>3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。</p> <p>5 その他必要なこと。</p>
畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。</p> <p>3 家畜及び家きんの防疫に関すること。</p> <p>4 家畜飼料の確保対策に関すること。</p> <p>5 その他必要なこと。</p>
経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>4 災害に伴う農業共済に関すること。</p> <p>5 その他必要なこと。</p>
林業班	(班長)	林業振興	1 各班共通業務に関すること。

		林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	課員 森林整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 2 林道の被害状況調査に関すること。 3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8 林産物(民有林の森林)の被害状況調査に関すること。 9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
	水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。
県土整備 (部長)	(幹事班)	(班長)	県土整備	1 各部幹事班共通業務に関するこ

部	県土整備 部長 (副部長) 技監(行政 組織規則 第6条の表 に掲げる 県土整備 部に属す る技監に 限る。)	県土整 備総務 班	県土整 備総務 課長 (副班長) 技術調 査課長 用地対 策課長 検査・技 術支援 課長	総務課員 技術調査 課員 用地対策 課員 検査・技術 支援課員	と。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要の建 設機械及び資材の調達及び建設業 者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。
	県土整備 政策局長 道路局長 河川・下水 道局長 都市住宅 局長 港湾空港 局長 (部長付) 参事(行政 組織規則 第6条の表 に掲げる 県土整備 部に属す る参事に 限る。)	道路班	(班長) 道路保 全課長 (副班長) 道路政 策課長 道路建 設課長 高速道 路推進 室長	道路政策 課員 道路保全 課員 道路建設 課員 高速道路 推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災 害応急対策に関すること。 3 国(直轄)、西日本高速道路株式会 社等が管理する道路の情報収集に 関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関するこ と。 5 その他必要なこと。
	河川班	(班長) 河川課 長 (副班長) 河川課 副課長	河川課員	1 各班共通業務に関すること。 2 土木関係被害状況の調査、情報収 集及び災害応急対策の取りまとめ に関すること。 3 河川施設の被害調査及び災害応 急対策に関すること 4 七川ダム、二川ダム、椿山ダム、 広川ダム及び切目川ダム関係の被 害調査及び災害応急対策に関する	

				こと。 5 水防業務に関すること。 6 その他必要なこと。
	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関すること。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3 情報基盤整備機器の点検に関すること。 4 その他必要なこと。
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関すること。 2 下水道等施設災害応急対策に関すること。 3 その他必要なこと。
	建築住宅班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3 応急仮設住宅建設等に関すること。 4 県営住宅の復旧に関すること。 5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関すること。

					<p>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>
		港湾空港班	<p>(班長)</p> <p>港湾漁港整備課長</p> <p>(副班長)</p> <p>港湾空港振興課長</p> <p>津波堤防整備室長</p>	<p>港湾漁港整備課員</p> <p>港湾空港振興課員</p> <p>津波堤防整備室員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
会計部	<p>(部長)</p> <p>会計管理者</p> <p>(副部長)</p> <p>会計局長</p>	(幹事班)	<p>(班長)</p> <p>会計課長</p> <p>(副班長)</p> <p>会計課副課長</p>	<p>会計課員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害時の出納事務に関すること。</p> <p>4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
		総務事務集中班	<p>(班長)</p> <p>総務事務集中</p>	<p>総務事務集中課員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。</p>

			課長 (副班長) 総務事務集中課副課長		3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務局長 (副部長) 議会事務局次長	(幹事班)	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務	(幹事班) 教育総務班	(班長) 教育支援課長 (副班長)	教育支援課員 総務課員 教職員課	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及

	局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	総務課 長 教職員 課長 人権教 育推進 課長	員 人権教育 推進課員	<p>び情報収集の総括に関する事 こと。</p> <p>4 学校給食物資の管理及び配分 に関する事 こと。</p> <p>5 児童生徒の保健管理に関する 事 こと。</p> <p>6 市町村教育委員会との連絡及 び指導に関する事 こと。</p> <p>7 職員(学校職員を除く。)の動員 及び派遣に関する事 こと。</p> <p>8 学校職員の動員及び派遣に関 する 事 こと。</p> <p>9 カウンセラーの派遣に関する 事 こと。</p> <p>10 国・他府県応援職員の受入れ 及び割当並びに移動手段及び宿 舎確保に関する事 こと。</p> <p>11 広報に関する事 こと。</p> <p>12 学校施設等の災害応急対策に 関 する 事 こと。</p> <p>13 職員(学校職員を除く。)の被災 状況調査及び救援に関する事 こと。</p> <p>14 救援物資の受入れ及び配布に 関 する 事 こと。</p> <p>15 教職員住宅の調査に関する 事 こと。</p> <p>16 関係宿泊施設等の被害状況等 の調査に関する事 こと。</p> <p>17 被災教職員の住宅確保に関 する 事 こと。</p> <p>18 その他必要な事 こと。</p>
	学校教育 (班長)	県立学校	1 各班共通業務に関する事 こと。	

	班	県立学校教育課長 (副班長) 義務教育課長 特別支援教育室長	教育課員 義務教育課員 特別支援教育室員	<p>2 臨時の授業その他学校運営に関すること。</p> <p>3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。</p> <p>4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。</p> <p>5 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。</p> <p>6 児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。</p> <p>7 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。</p> <p>8 その他必要なこと。</p>
	スポーツ班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副課長	スポーツ課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。</p> <p>3 その他必要なこと。</p>
	生涯学習班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副課長	生涯学習課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 PTA、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。</p> <p>3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
	文化遺産班	(班長) 文化遺産課長	文化遺産課員 文化学術	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。</p>

			(副班長) 文化遺産課副課長	課員 自然環境室員	3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部 機動通信課員	1 災害警備本部の総括に関すること。 2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること。 8 各班に属さない任務に関すること。
			(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	交通部指揮所との連絡調整に関すること。
		派遣班	(班長) テロ対策官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 公安課員	1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 その他必要なこと。

				警備課員	
監査委員 部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第 一課長	監査委員 班	(班長) 第一課 長 (副班長) 第二課 長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
人事委員 会部	(部長) 人事委員 会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課 長 (副班長) 職員課 長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調 整課長 (副班長) 審査調 整課副 課長	審査調整 課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
備考					
1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。 (1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。 (2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。 (3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。 (4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。					

(5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。

2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。
- (2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。
- (3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。
- (4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
- (5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

別表第3(第8条関係)

支部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
海草支部	海草振興局	和歌山市、海南市、海草郡
那賀支部	那賀振興局	紀の川市、岩出市
伊都支部	伊都振興局	橋本市、伊都郡
有田支部	有田振興局	有田市、有田郡
日高支部	日高振興局	御坊市、日高郡
西牟婁支部	西牟婁振興局	田辺市、西牟婁郡
東牟婁支部	東牟婁振興局	新宮市、東牟婁郡

別表第4(第8条関係)

各支部における支部長及び副支部長の構成

支部の名称	支部長	副支部長
海草支部	海草振興局長	海草振興局地域振興部長
那賀支部	那賀振興局長	那賀振興局地域振興部長
伊都支部	伊都振興局長	伊都振興局地域振興部長
有田支部	有田振興局長	有田振興局地域振興部長
日高支部	日高振興局長	日高振興局地域振興部長
西牟婁支部	西牟婁振興局長	西牟婁振興局地域振興部長
東牟婁支部	東牟婁振興局長	東牟婁振興局地域振興部長

別表第5(第10条関係)

地方連絡部の名称、位置及び事務分掌

名称	位置	事務分掌
東京地方連絡部	東京事務所	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事 4 その他特命事項に関する事

別表第6(第12条関係)

広域防災拠点の名称及び所在地

名称	所在地
コスモパーク加太	和歌山市加太2362番地の18外
和歌山ビッグホエール	和歌山市手平二丁目1番地の1
旧南紀白浜空港跡地	西牟婁郡白浜町2926番地
田辺スポーツパーク	田辺市上の山一丁目23番地1の1
新宮市民運動競技場及び新宮市立佐野体育館	新宮市佐野1501番地
橋本市運動公園及び和歌山県立橋本体育館	橋本市北馬場455番地
総合運動公園（サン・ナンタ ンランド）多目的グラウンド 及び駐車場	東牟婁郡串本町サンゴ台1105番地

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部組織及び運営要綱（準則）

（趣旨）

第1条 この要綱は、和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号。以下「規則」という。）第8条第4項の規定に基づき、和歌山県災害対策本部〇〇〇支部（以下「支部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（支部を構成するその他県の地方機関）

第2条 規則第8条第3項第2号の規定に基づくその他県の地方機関等は、次の機関とする。

〇〇〇所

〇〇〇場

〇〇〇センター

（支部会議）

第3条 支部における災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議するため、支部に〇〇〇支部会議（以下「支部会議」という。）を置き、支部会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成する。

2 支部会議は、支部長が必要に応じて招集する。

（支部の組織）

第4条 支部に次の班を置く。

総務班

〇〇〇健康福祉班

△△△健康福祉班

〇〇〇建設班

△△△建設班

家畜保健衛生班

〇〇〇警察班

△△△警察班

〇〇〇班

〇〇〇班

〇〇〇班

（班）

第5条 各班に、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。

2 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。

4 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。

5 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

6 班の編成及び事務分掌は、別表のとおりとする。

（支部連絡員）

第6条 支部会議の決定事項について、各班の連絡事務を処理するため、総務班に支部連絡員を置く。

2 支部連絡員は、次に掲げる機関の課室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

〇〇〇振興局地域振興部 〇〇課

〇〇〇振興局健康福祉部 〇〇課

〇〇〇振興局健康福祉部△△△支所 〇〇課

〇〇〇振興局〇〇〇建設部 〇〇課

〇〇〇振興局△△△建設部 〇〇課

〇〇〇家畜保健衛生所 〇〇課

〇〇〇警察署 〇〇課

△△△警察署 〇〇課

〇〇〇所 〇〇課

〇〇〇場 〇〇課

〇〇〇センター 〇〇課

(市町村への派遣)

第7条 支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。

2 市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、支部の組織及び運営に関し必要な事項は、和歌山県地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表(第5条関係)

省略 第3編第1章第1節参照。

○職員の防災体制等措置要領

昭和36年7月13日

訓令第18号

庁中一般

各地方機関

災害発生前後における情報の収集並びに職員の警戒及び配備体制、被害状況の取りまとめその他災害対策に関する連絡調整の万全を期するため今回別紙のとおり措置要領を定めたから災害対策に遺漏のないようされたい。

別紙

職員の防災体制等措置要領

1 目的

この要領は、災害発生前後における情報の収集並びに職員の警戒及び配備体制、被害状況の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するために必要な措置について定めるものとする。

2 危機管理監の任務

危機管理監は、気象情報等に留意し、災害の発生が予想される場合は、知事の指揮を受け、職員の警戒体制(以下「警戒体制」という。)及び職員の配備体制(以下「配備体制」という。)を発令する。

3 警戒体制及び配備体制等

(1) 危機管理局による情報収集体制を敷き、並びに警戒体制及び配備体制を発令する基準は、次のとおりとする。

区分	地震・津波	風水害等
危機管理局による情報収集体制	① 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	① 波浪警報など、警戒体制及び配備体制各号の発令基準に該当しない警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢1号が発令されたとき。
警戒体制1号	① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	① 危機管理監が必要と認めたととき。
警戒体制2号	① 和歌山県に津波注意報が発表さ	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの

	<p>れたとき。</p> <p>② 危機管理監が必要と認めたとき。</p>	<p>警報が発表されたとき。</p> <p>② 水防配備態勢2号が発令されたとき。</p> <p>③ 危機管理監が必要と認めたとき。 (台風接近のため厳重な警戒が必要などとき。)</p>
配備体制1号	<p>① 危機管理監が必要と認めたとき。</p>	<p>① 暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。</p> <p>② 紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。</p> <p>③ 危機管理監が必要と認めたとき。 (台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。)</p>
配備体制2号	<p>① 和歌山県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>② 地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。</p> <p>③ リアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急速報メールが配信されたとき。</p> <p>④ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</p> <p>⑤ 危機管理監が必要と認めたとき。</p>	<p>①大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。</p> <p>② 水防配備態勢3号が発令されたとき。</p> <p>③ 危機管理監が必要と認めたとき。 (災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。)</p>

(2) 警戒体制及び配備体制の本庁の担当課は、次のとおりとする。

体制の種別		担当課名(地震・津波)	担当課名(風水害等)
警戒体制	1号	広報課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、公営企業課、農業農村整備課、県土整備総務課、道路保全課、道路建設課、河川課、砂防課、建	広報課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課

		築住宅課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課	
	2号	上記(警戒体制1号)各課を含め 資源管理課	上記(警戒体制1号)各課を含め 道路保全課、道路建設課、砂防課
配備体制	1号	上記(警戒体制2号)各課を含め 秘書課、政策審議課、管財課、企画総務課、文化学術課、福祉保健総務課、医務課、商工観光労働総務課	上記(警戒体制2号)各課を含め 秘書課、政策審議課、管財課、企画総務課、文化学術課、福祉保健総務課、医務課、商工観光労働総務課、水産振興課、資源管理課
	2号	上記(配備体制1号)各課を含め 総務課、人事課、情報政策課、総合交通政策課、環境生活総務課、循環型社会推進課、食品・生活衛生課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、健康推進課、薬務課、農林水産総務課、果樹園芸課、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、水産振興課、道路政策課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課	上記(配備体制1号)各課を含め 総務課、人事課、情報政策課、総合交通政策課、環境生活総務課、循環型社会推進課、食品・生活衛生課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、健康推進課、薬務課、農林水産総務課、果樹園芸課、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、道路政策課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課
<p>【災害対策連絡室編成課名】</p> <p>(室長：危機管理監、副室長：危機管理局長)</p> <p>秘書課、広報課、総務課、人事課、財政課、管財課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、企画総務課、環境生活総務課、循環型社会推進課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾漁港整備課、総務事務集中課</p>			

- (3) 砂防課、建築住宅課については、県内に震度4以上の記録がなく津波注意報のみが発表された場合においては、警戒体制2号の担当課から除くものとする。
- (4) 財政課、総務事務集中課については、災害対策連絡室が設置された場合において、配備体制2号の担当課に加えるものとする。
- (5) 公営企業課については、次に掲げる場合には、配備体制1号の風水害等に係る担当課に加えるものとする。

- ア 和歌山市、海南市、有田市又は御坊市のいずれかに暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。
- イ 紀の川又は有田川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。
- ウ 危機管理監が必要と認めたとき。
- (6) 公営企業課については、次に掲げる場合には、配備体制2号の風水害等に係る担当課に加えるものとする。
- ア 和歌山市、海南市、有田市又は御坊市のいずれかに大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。
- イ 海草振興局建設部管内、有田振興局建設部管内に水防配備態勢3号が発令されたとき。
- ウ 危機管理監が必要と認めたとき。
- (7) 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課長の裁量によるものとする。
- (8) 危機管理監は、状況判断により必要に応じて警戒体制及び配備体制の担当課の範囲を適宜増減することができる。
- (9) 関係各課長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。
- (10) 各課長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかななければならない。
- (11) 職員は、常に防災について留意し、休日及び勤務時間外においても警戒体制又は配備体制が発令されたときは、直ちに登庁しなければならない。また、県内における災害の発生を知ったときは、臨機の処置(連絡又は登庁)をとらなければならない。
- (12) 各課長は、所管事項について、災害が発生したときは、直ちに和歌山県地域防災計画に基づく被害状況報告システムにより、災害対策課に対し報告しなければならない。
- (13) 警戒体制及び配備体制が発令され、基準となる事象がなくなった場合においても、発令を継続するものとし、危機管理監が警戒体制及び配備体制の継続を不要と認めたときに発令を解除するものとする。

4 連絡員

- (1) 配備体制2号が発令された場合において、知事室、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部及び県土整備部(以下「各部等」という。)の主管課から連絡員として職員を1名以上危機管理局に配置する。
- (2) 連絡員は、各部等の部長等が指名するものとする。
- (3) 連絡員は、各課との連絡調整等の業務を行うものとする。

5 災害対策連絡室

- (1) 大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪若しくは大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、又は配備体制2号が発令されている場合において、危機管理監が必要と認めたとき、災害対策連絡室(以下「連絡室」という。)を設置する。
- (2) 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。
- (3) 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。
- (4) 連絡室には秘書課、広報課、総務課、人事課、財政課、管財課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾漁港整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。
- (5) 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。
 - 知事への報告 連絡に関すること。 秘書課
 - 広報に関すること。 広報課
 - 動員に関すること。 人事課
 - 財務に関すること。 財政課
 - 電話に関すること。 管財課
 - 連絡調整、被害状況の取りまとめ、消防及び気象情報に関すること。 /危機管理・消防課/防災企画課/災害対策課/
 - 災害救助法に関すること。 福祉保健総務課
 - 水防情報に関すること。 河川課
 - 波高及び潮位に関すること。 港湾漁港整備課
 - ダム放水情報に関すること。 /河川課/農業農村整備課/
 - 土砂災害情報に関すること。 砂防課
 - 物品調達に関すること。 総務事務集中課
 - 情報及び被害状況の収集に関すること。 各課

6 地方機関

- (1) 振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、本要領に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災

害対策の万全を期するものとする。

- (2) 振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について管内地方機関の分を取りまとめの上、危機管理監に速やかに報告しなければならない。

7 その他

災害の状況により災害対策本部が設置された場合は、県地域防災計画等の定めるところにより措置するものとする。

付 則(昭和44年10月4日訓令第40号)

この訓令は、昭和44年10月4日から施行し、昭和44年8月25日から適用する。

付 則(昭和47年4月15日訓令第26号)

この訓令は、昭和47年4月15日から施行する。

付 則(昭和48年3月27日訓令第5号)

この訓令は、昭和48年3月27日から施行する。

付 則(昭和48年6月9日訓令第29号)

この訓令は、昭和48年6月9日から施行する。

付 則(昭和48年9月11日訓令第53号)

この訓令は、昭和48年9月11日から施行する。

附 則(昭和49年8月15日訓令第66号)

この訓令は、昭和49年8月15日から施行する。

附 則(昭和50年5月10日訓令第21号)

この訓令は、昭和50年5月10日から施行する。

附 則(昭和50年7月1日訓令第42号)

この訓令は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月20日訓令第35号)

この訓令は、昭和52年6月20日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日訓令第12号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月29日訓令第28号)

この訓令は、昭和56年10月29日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日訓令第31号)

この訓令は、昭和57年9月30日から施行する。

附 則(昭和62年12月3日訓令第20号)

この訓令は、昭和62年12月3日から施行する。

附 則(平成元年5月10日訓令第17号)

この訓令は、平成元年5月10日から施行する。

附 則(平成3年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年1月24日訓令第1号)

この訓令は、平成4年1月24日から施行する。

附 則(平成5年12月10日訓令第17号)

この訓令は、平成5年12月10日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第17号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別紙第2項第1号及び別紙第6項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日訓令第12号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日訓令第14号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日訓令第15号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日訓令第2号)

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日訓令第31号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第43号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3項第1号の表の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日訓令第20号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月30日訓令第35号)

この訓令は、平成22年7月30日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日訓令第13号)

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第15号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月27日訓令第26号)

この訓令は、平成25年8月30日から施行する。

附 則(平成26年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月9日訓令第1号)

この訓令は、平成28年2月9日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月12日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

〔 昭和39年3月31日
条 例 第 2 7 号 〕

[沿革] 昭和56年7月18日条例第27号改正

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策法本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について必要な事項を定めるものとする。

(損害補償)

第2条 災害対策基本法第71条の規定による従事命令により災害応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体若しくは精神に障害を有することとなったときは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）中扶助金に係る規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対しこれらの原因によって受けた損害を補償する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定地方公共機関の指定

〔昭和37年10月20日〕
告示第671号

〔沿革〕	昭和49年11月12日	告示第754号
	昭和51年1月10日	第4号
	昭和51年4月1日	第217号
	昭和54年2月20日	第123号
	平成元年3月14日	第189号
	平成8年4月1日	第376号
	平成9年5月27日	第570号
	平成17年5月31日	第904号
	平成17年9月30日	第1315号
	平成22年12月21日	第1164号
	平成24年6月8日	第671号
	平成25年6月25日	第788号
	平成30年4月10日	第456号
	平成31年3月29日	第274号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

和歌山県土地改良事業団体連合会 紀の川土地改良区連合 紀の川左岸土地改良区 新六箇井土地改良区 六箇井土地改良区 藤崎井土地改良区 小田井土地改良区 亀池土地改良区 住持中左近両溜池土地改良区 海神池土地改良区 山田ダム土地改良区 引の池土地改良区 有田川土地改良区 御霊土地改良区 日高川土地改良区 大井堰土地改良区 紀の川用水土地改良区 新宮ガス株式会社 南海電気鉄道株式会社 有田鉄道株式会社 紀州鉄道株式会社 クリスタル観光バス株式会社 龍神自動車株式会社 明光バス株式会社 熊野交通株式会社 中紀バス株式会社 和歌山バス株式会社 大十株式会社 和歌山名鉄運輸株式会社 近物レックス株式会社 新宮運送株式会社 サザントランスポートサービス株式会社 株式会社和歌山放送 株式会社テレビ和歌山 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 和歌山県土地開発公社 和歌山県住宅供給公社 一般社団法人和歌山県医師会 公益社団法人和歌山県看護協会 公益社団法人和歌山県LPガス協会 相互タクシー株式会社 南海りんかんバス株式会社 和歌山バス那賀株式会社 大十バス株式会社 御坊南海バス株式会社 岩崎運送株式会社 丸十運送株式会社 株式会社酒本運送 公益社団法人和歌山県トラック協会 有限会社大十ロジスティクス 南海フェリー株式会社 野鉄観光株式会社 株式会社南紀白浜エアポート

和歌山県防災会議構成員名簿

会長 和歌山県知事 岸本 周平 委員数全56名

令和6年11月15日時点

区分	所 属 名 等	委員職名	氏 名
1号	近畿経済産業局	局長	信谷 和重
1号	近畿中国森林管理局	局長	高橋 和宏
1号	近畿地方整備局	局長	長谷川 朋弘
1号	近畿管区警察庁	局長	大原 光博
1号	近畿農政局	局長	相本 浩志
1号	近畿財務局和歌山財務事務所	所長	塩土 泰啓
1号	和歌山地方気象台	台長	山本 善弘
1号	大阪航空局関西空港事務所	所長	勝谷 一則
1号	和歌山海上保安部	部長	岡本 顕
1号	中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長	苦瓜 作
1号	近畿厚生局	局長	高倉 俊二
1号	近畿運輸局	局長	岩城 宏幸
1号	近畿総合通信局	局長	藤田 清太郎
1号	和歌山労働局	局長	松浦 直行
2号	陸上自衛隊第37普通科連隊	連隊長	三浦 滋
3号	和歌山県教育庁	教育長	宮崎 泉
4号	和歌山県警察本部	本部長	野本 靖之
5号	和歌山県	副知事	下 宏
		危機管理部長	河野 眞也
		知事室長	北廣 理人
		総務部長	友井 泰範
		企画部長	前 昌治
		地域振興部長	赤坂 武彦
		環境生活部長	山本 祥生
		共生社会推進部長	島本 由美
		福祉保健部長	今西 宏行
		商工労働部長	大川 伸也
		農林水産部長	立石 修
		県土整備部長	福本 仁志
		会計管理者	高橋 博之
6号	和歌山県市長会	会長	三浦 源吾
6号	和歌山県町村会	会長	岡本 章
6号	公益財団法人和歌山県消防協会	会長	保江 宗治
6号	和歌山県消防長会	会長	谷口 佳生
7号	日本郵便株式会社和歌山中央郵便局	局長	内田 豊己
7号	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	支社長	富澤 五月
7号	西日本電信電話株式会社和歌山支店	支店長	岩元 豊明
7号	日本銀行大阪支店	理事・大阪支店長	神山 一成
7号	日本赤十字社和歌山県支部	事務局長	志場 紀之
7号	日本放送協会和歌山放送局	局長	矢倉 亜希子
7号	西日本高速道路株式会社関西支社	支社長	安達 雅人
7号	電源開発株式会社西日本支店	支店長	中西 良人
7号	日本通運株式会社和歌山支店	支店長	松田 吉彦
7号	関西電力送配電株式会社和歌山支社	本部長	大塚 憲史
7号	大阪ガスネットワーク株式会社	南部事業部長	松下 研一
7号	和歌山県土地改良事業団体連合会	会長	二階 俊博
7号	株式会社和歌山放送	報道制作局長	柘植 義信
7号	南海電気鉄道株式会社	鉄道事業本部安全推進部長	今中 雄一
7号	一般社団法人和歌山県医師会	会長	平石 英三
7号	株式会社テレビ和歌山	報道制作本部制作部部長待遇	山縣 美記
7号	公益社団法人和歌山県看護協会	会長	東 直子
8号	関西大学	名誉教授	辛島 恵美子
8号	公益社団法人和歌山県栄養士会	副会長	岡井 明美
8号	和歌山県地域活動連絡協議会	理事	栗山 博子
8号	和歌山県J A女性組織連絡会	会長	山田 和美
8号	弁護士	—	松原 敏美

和歌山県地域防災計画検討連絡会設置要綱

(設置)

第1条 和歌山県地域防災計画について調整、検討等を行うため、和歌山県地域防災計画検討連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県地域防災計画の重要事項の調査、検討に関すること。
- (2) その他和歌山県地域防災計画に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、知事室長、危機管理監、各部長、会計管理者、教育長及び警察本部警備部長の職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、必要に応じ連絡会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 連絡会の事務を処理させるため連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、危機管理局長、広報課長、総務学事課長、総合防災課長、危機管理課長、消防保安課長、環境生活総務課長、福祉保健総務課長、医務課長、商工観光労働総務課長、農林水産総務課長、県土整備総務課長、教育委員会総務課長及び警察本部警備課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、危機管理局長が招集し、その議長となる。
- 4 危機管理局長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 7年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

会 長 (副 知 事)	
委 員	幹 事
(知 事 室 長) (危 機 管 理 監) (総 務 部 長) (企 画 部 長) (環 境 生 活 部 長) (福 祉 保 健 部 長) (商 工 観 光 労 働 総 務 部 長) (農 林 水 産 部 長) (県 土 整 備 部 長) (教 育 長) (警 察 本 部 警 備 部 長)	広報課長 危機管理局長(議長)、防災企画課長、危機管理・消防課長、災害対策課長 総務課長 企画総務課長 環境生活総務課長 福祉保健総務課長、医務課長 商工観光労働総務課長 農林水産総務課長 県土整備総務課長 教育委員会総務課長 警察本部警備課長

和歌山県防災対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 東南海・南海地震その他災害に係る防災対策を全庁的に推進し、県民の生命及び財産を保護するため、和歌山県防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策の総合的な計画策定に関すること。
- (2) 防災対策の総合的な実施・進行管理に関すること。
- (3) その他防災対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、知事、副知事、危機管理監、知事室長、各部長、会計管理者、教育長及び警察本部長をもって構成する。

- 2 会議は、知事が招集し、知事が議長となる。
- 3 会議は、知事が必要と認めたときに開催する。
- 4 知事に事故があるときは、あらかじめ知事の指名する構成員が、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県防災対策調整会議設置要綱

(設置)

第1条 和歌山県の防災対策に係る施策の調整を図るため、「和歌山県防災対策調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営訓練に関する事
- (2) 災害初動対策マニュアルの作成に関する事
- (3) 防災センターの整備に関する事
- (4) 防災情報総合システムの整備に関する事
- (5) 地震防災対策アクションプログラムに関する事
- (6) その他、和歌山県の防災対策に係る施策の調整に関する事

(構成)

第3条 調整会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、危機管理局長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、広報課長、総務学事課長、総合防災課長、消防保安課長、企画総務課長、環境生活総務課長、福祉保健総務課長、商工観光労働総務課長、農林水産総務課長、県土整備総務課長、出納室長、教育委員会健康体育課長、警察本部警備課長の職にある者をもって充てる。

(議長の職務)

第4条 議長は、会務を総理し、必要に応じ調整会議を招集する。

2 議長に事故があるときは、又は欠けたときは、議長のあらかじめ指名する者にその職務を代理させることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、総務部総合防災課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

和歌山県条例第32号

和歌山県防災対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割（第9条—第14条）

第2節 自主防災組織の役割（第15条—第19条）

第3節 事業者の役割（第20条—第23条）

第4節 県の役割（第24条—第36条）

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割（第37条—第38条）

第2節 自主防災組織の役割（第39条）

第3節 事業者の役割（第40条）

第4節 県の役割（第41条—第44条）

附則

和歌山県は、その地理的条件により過去幾度となく台風などによる風水害に見舞われ、また、周期的に起こる大規模な地震災害により甚大な被害を被ってきた。「稲むらの火」で語り継がれる濱口梧陵に代表される私たちの先達は、これらの自然災害に対し、自らの命を守るだけでなく、他の命を助けるといふ尊い偉業を残してきたところである。近い将来、東南海・南海地震の発生の可能性が極めて高いとされる今こそ、私たちは、この精神を受け継ぎ、いかなる災害にも対処できる準備が必要である。

これまで、防災対策は、県及び市町村など公的な機関を中心に実施されてきた。しかし、阪神・淡路大震災やそれ以降に起こった災害で教訓となったのが、まさしく和歌山県民が誇りとしてきた、自らの命は自らで守る自助、自らの地域は互いに助け合って守る共助の精神であった。被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、共に力を合わせて防災対策に取り組み、災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (4) 事業者 国、県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、傷病者、難病患者等で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者をいう。
- (7) ハザードマップ 災害を予測し、被害の範囲及び程度、避難場所及び避難所等の情報を地図に表したものをいう。

（基本理念）

第3条 防災対策は、県民が自らの命は自らで守る自助を原則とし、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町村がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

い。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する総合的な施策の推進に努めるとともに、市町村、県民、事業者及び自主防災組織等が行う防災対策等への支援に努めるものとする。

(市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性等を確認し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難経路、避難場所、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ、ハザードマップ等により確認するよう努めるとともに、家族との連絡方法を家族で確認しておくよう努めるものとする。

(建築物等の防災対策)

第10条 建築物の所有者は、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、災害に備え、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレその他の必要となる生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(用具の備え)

第12条 県民は、災害を未然に防止し、及び災害による被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第13条 県民は、地域における防災活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、積極的にその活動に参

加するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の協力)

第14条 災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど援護体制の整備に協力するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

(災害危険箇所の確認等)

第15条 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第16条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第17条 自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。

(資機材等の備蓄)

第18条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の情報把握及び援護体制の整備)

第19条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努めるものとする。

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画)

第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努めるものとする。

(建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄)

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第22条 事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努めるものとする。

第4節 県の役割

(防災意識の啓発等)

第24条 県は、県民、自主防災組織及び事業者が災害に備え、適切な防災対策等を実施できるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

(自主防災組織への支援)

第25条 県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が推進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第26条 県は、災害が発生した場合において、ボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が円滑に実施されるよう、あらかじめ、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティアの受入

体制の整備等ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るよう努めるものとする。

(防災リーダー等の育成)

第 27 条 県は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティア活動が効果的に行われるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）、ボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）等の育成に努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備等)

第 28 条 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の収集及び伝達ができる体制を整備し、県民等への的確な情報の提供ができるよう努めるものとする。

2 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供できるよう努めるものとする。

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第 29 条 県は、あらかじめ、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(物資等の備蓄)

第 30 条 県は、市町村と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第 31 条 県は、物資等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が的確かつ迅速に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第 32 条 県は、あらかじめ災害による傷病者への治療の拠点となる病院を指定するなど、災害が発生した場合における広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第 33 条 県は、その所有し、又は管理する避難所その他の応急対策を実施する拠点となる施設について、耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県は、その管理する道路、河川、砂防、港湾、公園等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第 34 条 県は、国、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(職員への研修等)

第 35 条 県は、職員に対し研修を実施し、職員の災害及び防災に関する知識及び技能の習得を図るものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、緊急活動体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動等を職員に周知徹底するものとする。

(防災に関する教育の充実)

第 36 条 県は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保できるよう、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策

第1 節 県民の役割

(避難及び避難所)

第 37 条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、市町村から避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するよう努めるものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民、滞在者その他の者は、地震が発生した場合において、津波に関する予報が発表されたとき又は津波による被害の発生が予想されるときは、高台その他の安全な場所へ直ちに避難するものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において、自主防災組織に協力し、初期消火、負傷者の救出及び救護を行うよう努めるものとする。

4 避難所に滞在する者は、その避難所の運営基準に従い、互いに協力して自主的な共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(車両使用の自粛等)

第 38 条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第2 節 自主防災組織の役割

第 39 条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めるものとする。

第3 節 事業者の役割

第 40 条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

第4 節 県の役割

(情報連絡体制の確立)

第 41 条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国、市町村、防災関係機関等と連携し、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害に関する情報を収集するとともに、県民等に対し、的確かつ迅速な情報の提供に努めるものとする。

(応急体制の確立)

第 42 条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な応急体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第 43 条 県は、災害が発生した場合において、応急対策を迅速に実施するため、国、市町村、防災関係機関等と連携し、必要な緊急輸送を確保するよう努めるものとする。

(県から市町村への応援)

第 44 条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村から応援を求められ、又は応急対策の実施を要請されたときは、あらゆる手段を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。